オ　上記アからエまでは同一工事の実績であること。

特定ＪＶ又は経常ＪＶにおけるその他の構成員は、平成16年度以降に元請として完成・引渡しが完了した下記カからコまでの要件をすべて満たす工事（いずれの場合も、発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

カ　工事内容　新築又は増築工事で躯体、外装及び内装工事を含む建築一式工事

キ　建物用途　業務施設、専門的教育・研究施設、医療施設又は文化・交流・公益施設（※１）（※３）

ク　構造　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

ケ　建物規模　延べ面積4,000㎡以上（増築にあっては増築部分の延べ面積とする。）

コ　上記カからケまでは同一工事の実績であること。

※１　複合用途建築物については、当該用途がその建物の過半を占めている場合には建物全体面積を実績として認めるものとし、当該用途が建物の過半に満たない場合にあっても、当該用途に係る延べ面積（これに付随する共用部分を含む）を満たしているものについては、同等の実績として認めることとする（「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）

※２　平成31年国土交通省告示第98号　別添二第十二号（第２類）のうち美術館、博物館、図書館とする。

※３　平成31年国土交通省告示第98号　別添二第四号「業務施設」、同八号「専門的教育・研究施設」、同十号「医療施設」または同十二号「文化・交流・公益施設」とする。

⑥　本工事に特定ＪＶ又は経常ＪＶとして申請書及び資料を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料を提出することはできない。

⑦　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの時期に、宮内庁長官官房主計課長から宮内庁における工事請負契約等に係る指名停止措置要領（平成13年12月４日付け宮内主発第189号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑧　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照）。

⑨　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、宮内庁発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級建築施工管理技士、一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、特定ＪＶの代表者以外の構成員については、２級建築施工管理技士（躯体、仕上げの種別は除く。）又は二級建築士以上の資格を有する者を配置するものとする。「１級建築施工管理技士、一級建築士と同等以上の資格を有する者」とは、１級建築施工管理技士又は一級建築士と同等以上の能力を有するものと国土交通大臣が認めた者とする。

②　平成16年度以降に元請として完成・引渡しが完了した上記２⑴⑤カからコまでの要件をすべて満たす工事（民間実績も可とする。）に監理技術者等の工事作業全体の指導監督的立場で従事した業務実績を有するものであること。（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

③　配置予定技術者が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定技術者（及びその他構成員の配置予定技術者）については、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書及び資料の提出期限以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。特定ＪＶにあっては代表者、経常ＪＶにあっては構成員のうちの１社が、上記①から③の基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できるとともに、その他の構成員も上記①の基準を満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札に関する事項

①　「施設の品質向上に資する施工方法の具体的な取り組みとその効果」を評価項目とし、具体的な取り組みには「収蔵庫や展示室における空気汚染対策に関する技術的な提案」について１提案含めることとする。

②　総合評価の方法は、次の要件に該当する者のうち、下記⑵によって得られる標準点と入札参加者それぞれの提案による加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ア　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ　上記①の内容が適正であること。

ウ　評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。

⑵　提案について

①　入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合は、標準点として100点を与えるものとする。

②　上記⑴において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

③　受注者の責により、入札に係る技術提案内容が履行されない場合は、契約違反行為に該当することから、指名停止等の措置を講じることがある。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒100―8111 東京都千代田区千代田１－１　宮内庁管理部管理課経理係　電話03―3213―1111　ＦＡＸ03―3213―1260

⑵　入札説明書等の交付期間、場所及び方法

①　交付期間　令和元年７月１日から同年７月31日までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、午前10時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

②　交付場所　⑴に同じ。

③　交付方法　交付資料は、全て貸与とし、交付の際は、資格審査結果通知書の写しを提出すること。なお、交付資料は、その目的が無くなった時（入札日又は、入札参加を取り止めた時）には、交付場所へ返却（郵送可）すること。

⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

①　提出期間　令和元年７月１日から同年７月31日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前10時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

②　提出場所　⑴に同じ。

③　提出方法　持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

⑷　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

①　提出期間　令和元年８月21日から同年９月24日までの休日を除く毎日、午前10時から午後５時まで（最終日は入札書受付締切時刻である正午まで）。

②　提出先　⑴に同じ

③　提出方法　持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

⑸　入札及び開札の日時並びに場所等

①　入札日時　令和元年９月24日正午まで。

②　入札場所　⑴に同じ。

③　開札日時　令和元年９月25日午前10時

④　開札場所　管理部会議室（宮内庁庁舎２階）

⑤　入札方法　持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。